

藤沢市立中学校教員の懲戒処分について

1 職員

教諭(臨時的任用職員、47歳 女性)

2 事案の概要

当該教諭は、生徒3名に対し、次の行為を行った。

- ・令和3年9月17日(金)頃から同年11月10日(水)までの間、学校の指導に反し、SNSによりやりとりを行った。
- ・令和3年11月3日(水・祝)から同年11月4日(木)までの間、SNSにより、担当する教科の後期中間試験の問題及び解答の一部を送信し、うち生徒2名に対し、他の生徒に送信するよう指示した。
- ・令和3年11月8日(月)、SNSにより、同日実施予定のリスニングテストの解答を送信した。

3 発覚の経緯・事案発覚後の状況

令和3年11月9日(火)	複数の生徒から別の教諭に、当該教諭が後期中間試験の問題を漏えいしているとの訴え
11月10日(水)	当該生徒や関係生徒への聞き取りを行い、事実が判明
同日	校長から市教委に事故の報告
11月11日(木)	市教委から県教委に事故の報告
11月12日(金)	3学年の臨時学年集会を開催し、生徒に説明と謝罪
11月15日(月)	3学年の臨時保護者説明会を実施
同日	市立小・中・特別支援学校校長会にて全校長に注意喚起
同日	市教委は、記者発表
11月16日(火)	後期中間試験の再試験実施
同日	1・2学年の臨時保護者説明会を実施
11月17日(水)	リスニングテストの再試験実施
11月18日(木)	市教委は、県教委へ事故報告書の提出
11月19日(金)	県教委は、当該教諭等に対し、事情聴取
11月29日(月)	県教委は、懲戒処分を実施

4 県教育委員会による懲戒処分の程度

「停職6月」(根拠法規 地方公務員法第29条)

処分年月日

令和3年11月29日

以 上